

# 再生可能エネルギー発電促進賦課金

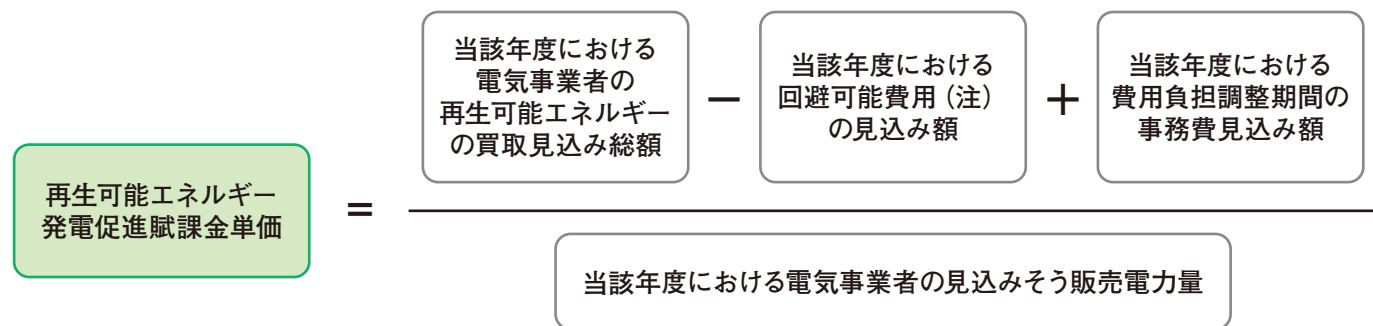
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、「再生可能エネルギー特措法（注）」に基づいて制定され、太陽光、風力、バイオマスなどの自然の力を利用した再生可能エネルギーによって発電された電気を一定の期間・価格で電力会社が買取する制度として、2012年7月1日から開始されました。

また、電力会社が買取に要した費用（買取費用）は、社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させていくために、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気をご使用になる全てのお客さまにご負担いただいております。

（注） 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」

## 再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担

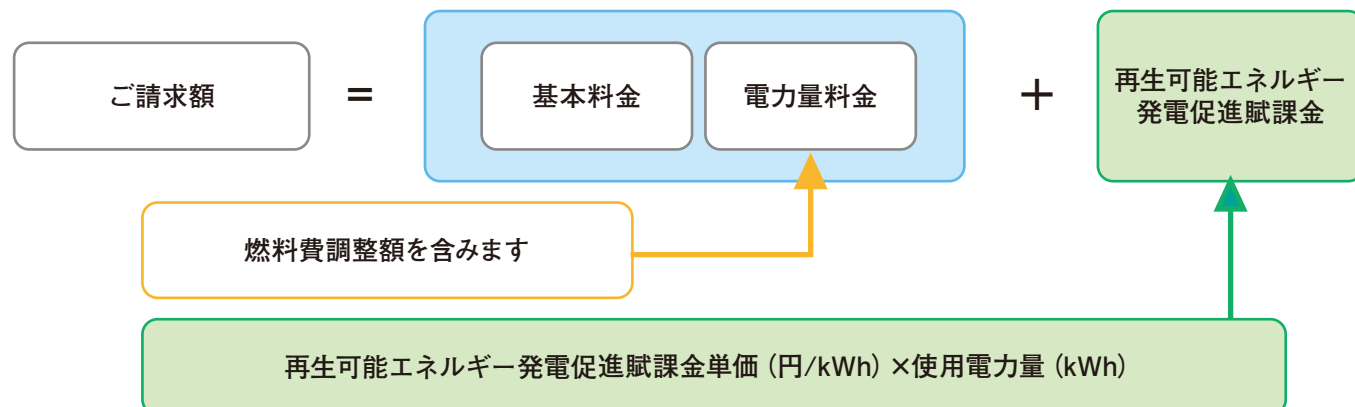
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、毎年度、以下の算定方法により、全国一律の単価が算定され、当該年度の開始前に経済産業大臣が定めます。



（注） 電気事業者が再生可能エネルギー電気を買取ることで支出を回避できた燃料費などの費用。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価と毎月のご使用量に応じて算定し、電気料金の一部としてご負担いただきます。

## ■ 電気料金の算定イメージ（税込）



再生可能エネルギー発電促進賦課金単価のお知らせのページもご確認ください。